

資料提供先

中国地方建設記者クラブ 山口県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ 山口県政記者会
広島県政記者クラブ 県政滝町記者クラブ
広島市記者クラブ



小瀬川水系河川整備計画（国管理区間）を策定しました

国土交通省中国地方整備局では、平成 27 年 6 月 25 日に「小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下、本計画）を策定しました。

小瀬川水系では平成 20 年 3 月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「小瀬川水系河川整備基本方針」（以下、基本方針）が策定されています。本計画は、この基本方針に基づく段階的な計画であり、小瀬川水系の国が管理する区間における今後概ね 30 年間の治水、利水、河川環境に関する整備目標や具体的な実施内容を示したものです。

また、本計画を策定するにあたっては、小瀬川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者や専門家で構成される「小瀬川河川整備懇談会（座長：広島大学 河原能久 教授）」から意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさん、さらに広島、山口両県知事をはじめ、関係市等からのご意見を伺い策定に至っています。

本計画は、下記のホームページからご覧になれます。



小瀬川河口部



水辺の回廊



弥栄ダム

■ 中国地方整備局河川部ホームページ

→ 「河川整備基本方針・河川整備計画」 → 「小瀬川水系」 よりご覧ください。

■ 太田川河川事務所ホームページ

→ 「河川整備計画」 → 「小瀬川水系河川整備計画」 よりご覧ください。

別添：小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】の策定経緯と概要

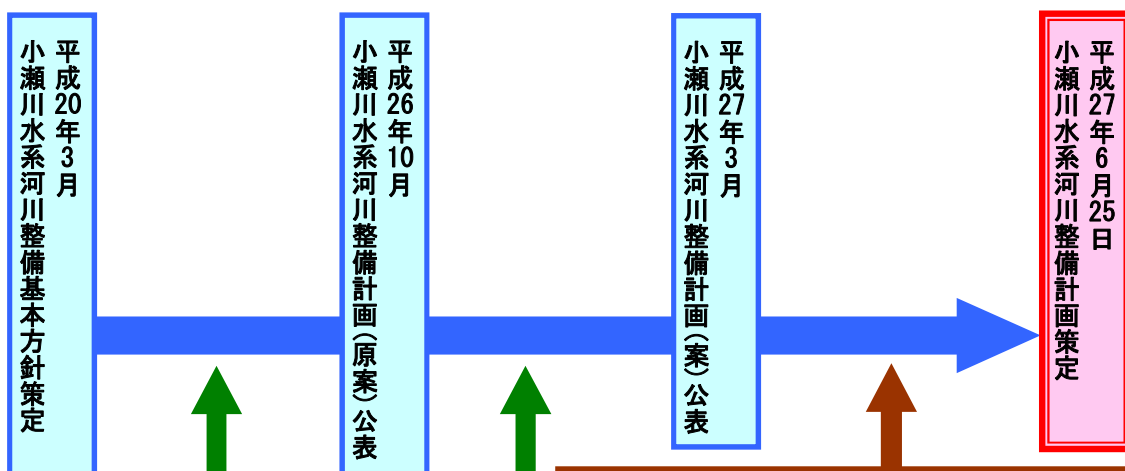
(問い合わせ先) 国土交通省中国地方整備局 電話番号 (082) 221-9231 (代表)
河川部 河川計画課長 榎谷 有吾 (ますや ゆうご) (内線 3611)
建設専門官 菅野 秀治 (すがの ひではる) (内線 3617)
担当事務所 太田川河川事務所 電話番号 (082) 222-9245
副 所 長 後藤 寿久 (ごとう としひさ) (内線 204)
調査設計第一課長 阿部 智 (あべ さとし) (内線 331)
(広報担当窓口) 国土交通省中国地方整備局 電話番号 (082) 221-9231 (代表)
広報広聴対策官 平川 雅文 (ひらかわ まさふみ) (内線 2117)
企画部 環境調整官 田尾 和也 (たお かずなり) (内線 3114)

小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】の策定までの経緯

策定までの経緯

小瀬川水系では平成20年3月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「小瀬川水系河川整備基本方針」が策定されています。これに基づき、小瀬川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下、本計画）を平成27年6月25日に策定しました。

本計画を策定するにあたっては、小瀬川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者で構成される「小瀬川河川整備懇談会」からご意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさん、さらには広島県・山口県知事をはじめ、関係市町からご意見を頂きながら進めてきました。



■広島県・山口県知事からのご意見

- ・ 広島県知事から大竹市長へ意見照会
- ・ 山口県知事から岩国市長、和木町長へ意見照会

■各分野の学識者や専門家からのご意見

- ・ 平成22年8月～平成27年2月 第1～5回「小瀬川河川整備懇談会」開催

■地域のみなさんからのご意見

- ・ 平成22年9月～平成26年12月 アンケート、住民説明会「小瀬川のこれからを考える会」、原案への意見募集

各分野の学識経験者からの意見聴取

■小瀬川河川整備懇談会



学識経験者による懇談会を整備計画策定までに5回開催し、専門分野について意見を伺いました。

小瀬川河川整備懇談会 委員名簿

氏名	職名（専門分野）
うちやま 誠一	中国経済連合会専務理事（経済）
かわはら 能久	広島大学大学院工学研究科教授（水資源）
関 太郎	広島大学名誉教授（植物）
たきもと 浩一	山口大学大学院理工学研究科准教授（地域防災）
ながい 明博	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授（農水）
はたけなか 昶 龍	大竹市文化財審議会委員長（文化財）
ふじの 藤野 完二	環境省登録環境カウンセラー（学習）
むらかみ やすよし	元広島県水産試験場長（水生生物・関係漁業）
もりえ 森江 堯子	NPO法人国際環境支援ステーション副理事長（水質）

地域のみなさんからの意見聴取



アンケートや説明会などにより総数で110件のご意見を頂きました。主な内容としては、治水事業の推進、自然環境の保全、樹木伐採やゴミの不法投棄の対応など適正な維持管理といった意見を頂いています。

小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

河川整備の基本理念および対象区間・期間

基本理念

【治水】安全・安心な暮らしを確保する

小瀬川水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けて段階的に河川整備を進め、小瀬川の治水安全度の向上を目指します。

【利水】地域の豊かな社会の営みを支える

小瀬川の流水は広域な社会の営みを支えています。弥栄ダムによる流水の補給や関係機関との協力により、生活・産業に必要な都市用水等の安定的な確保を目指します。

【河川環境】豊かな自然を保全し、水と緑の触れ合いを継承する

小瀬川が有する豊かな生物の生息・生育・繁殖環境、水辺景観、良好な水質を保全するとともに、地域住民の憩いの場として、これからも多くの人々が川を快適で安全に利用出来るよう日々の河川管理を行い、水と緑の触れ合いの継承を目指します。

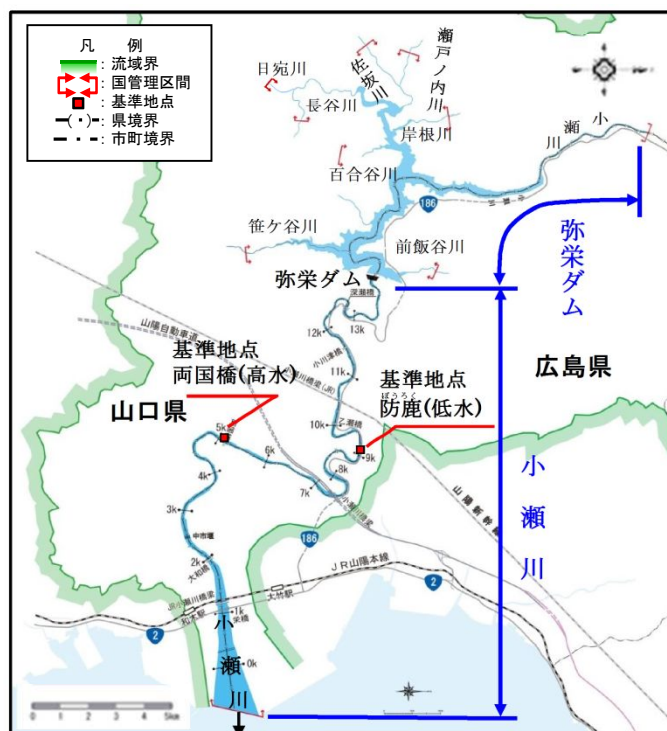
対象区間

小瀬川水系の国が管理する区間（下図参照）

対象期間

今後概ね30年間

■小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】の対象区間



河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
小瀬川	左岸：広島県大竹市小方町小方 右岸：山口県岩国市小瀬	河口まで	13.4
弥栄ダム	左岸：広島県大竹市栗谷町大栗林 右岸：山口県岩国市美和町釜が原	左岸：広島県大竹市小方町小方 右岸：山口県岩国市小瀬	23.4
前飯谷川	左岸：広島県大竹市前飯谷 右岸：広島県大竹市前飯谷	小瀬川への合流点	
笹ヶ谷川	左岸：山口県岩国市小瀬 右岸：山口県岩国市小瀬	小瀬川への合流点	
長谷川	左岸：山口県岩国市美和町長谷 右岸：山口県岩国市美和町長谷	小瀬川への合流点	
百合谷川	左岸：山口県岩国市美和町百合谷 右岸：山口県岩国市美和町百合谷	長谷川への合流点	
岸根川	左岸：山口県岩国市美和町岸根 右岸：山口県岩国市美和町岸根	長谷川への合流点	
佐坂川	山口県岩国市佐坂の農道橋 下流端	長谷川への合流点	
瀬戸ノ内川	左岸：山口県岩国市美和町瀬戸ノ内 右岸：山口県岩国市美和町瀬戸ノ内	佐坂川への合流点	
日宛川	山口県岩国市日宛の町道橋 下流端	長谷川への合流点	

小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減

目 標

■安全・安心な暮らしを確保する

1. 洪水対策

小瀬川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

基準地点両国橋における河川整備計画の目標流量 $2,800\text{m}^3/\text{s}$ に対して、既設ダム等の洪水調節施設と併せて $2,000\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行うとともに、本計画で定める河川整備を実施することで、小瀬川の戦後最大洪水である平成17年9月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による家屋等の浸水被害の防止を図ることが可能となります。

2. 高潮対策

小瀬川の高潮対策については、計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、海岸における防御と一体となって浸水被害の防止を図ります。

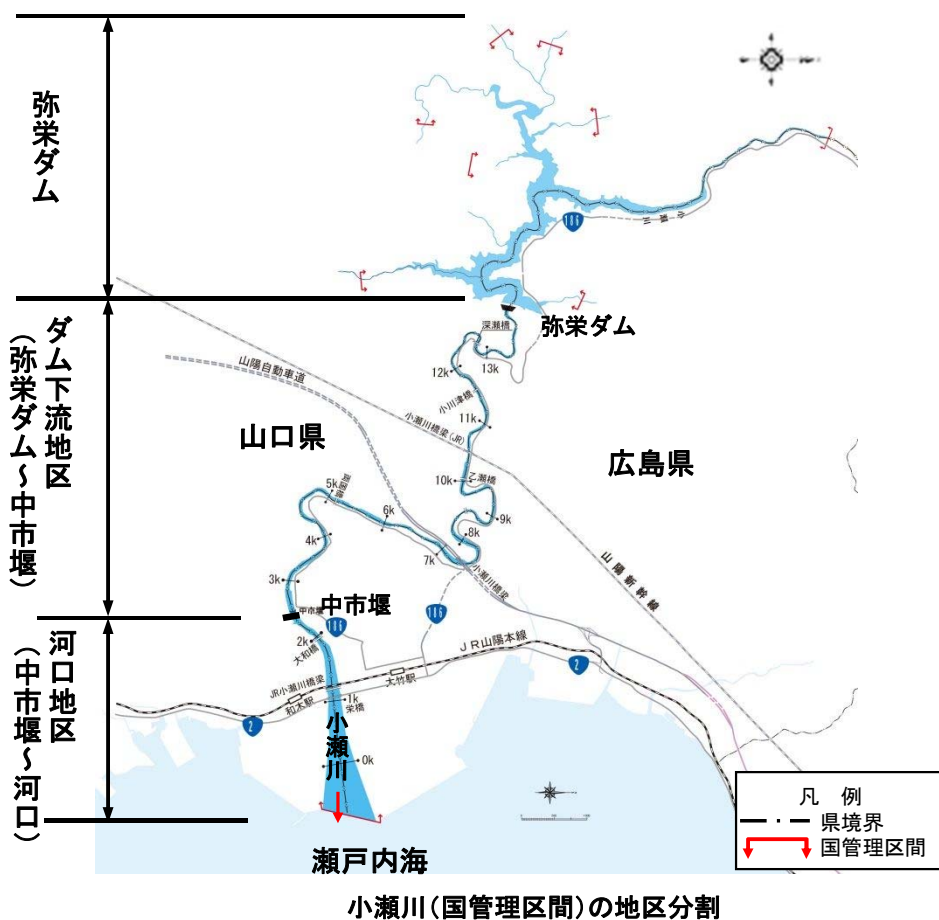
小瀬川の計画高潮位は小瀬川河口においてT. P. +3.75mとし、高潮計画堤防高は、計画高潮位に波浪の影響を考慮した高さを確保し、小瀬川河口においてT. P. +5.85mとします。

3. 地震・津波対策

小瀬川の津波対策については、計画津波が河川外に流出することを防止することとし、海岸における防御と一体となって浸水被害の防止を図ります。

なお、海岸管理者である広島県及び山口県は、現在、施設計画上の津波の設定に向けた検討を実施していることから、この結果を踏まえて小瀬川における計画津波の水位を設定することとします。

地震対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要に応じた耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な機能の確保を図ります。



小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減

整備等の内容

河口地区（大竹地先、和木地先）：高潮堤防整備、堤防浸透対策、耐震対策
ダム下流地区（小瀬地先、中津原地先、小川津地先、防鹿地先、瀬田地先、上木野地先）：
橋梁改築・引堤、築堤、堤防浸透対策

■整備内容

1 堤防等の整備

流下能力が不足する箇所においては、流下能力確保のための引堤を実施し、また、堤防の高さや幅が不足している区間においては、堤防の整備を行います。

さらに、堤防詳細点検により浸透に対して安全性が不足する箇所については、堤防の浸透対策を行います。

なお、耐震対策については、今後新たな知見が得られた場合はその都度、調査・検討を行い、緊急的な対策が必要と判断される場合には、速やかに対処します。

2 構造物の耐震対策及び津波対策

河口地区に整備された堤防は、地震に伴う液状化の影響により、堤防崩壊のおそれがあるため、河川構造物の耐震性能照査を実施し、地震による損傷や機能低下、それにともなう河川水や津波による浸水被害のおそれのある場合には必要な対策を行います。なお、耐震性能照査を実施するための津波の水位等については、現在広島県・山口県両県で検討されている施設計画上の津波の水位との整合を図り、適切に設定します。

また、津波の来襲に備え、必要に応じて、河川管理施設の補強や操作の遠隔化等を行います。

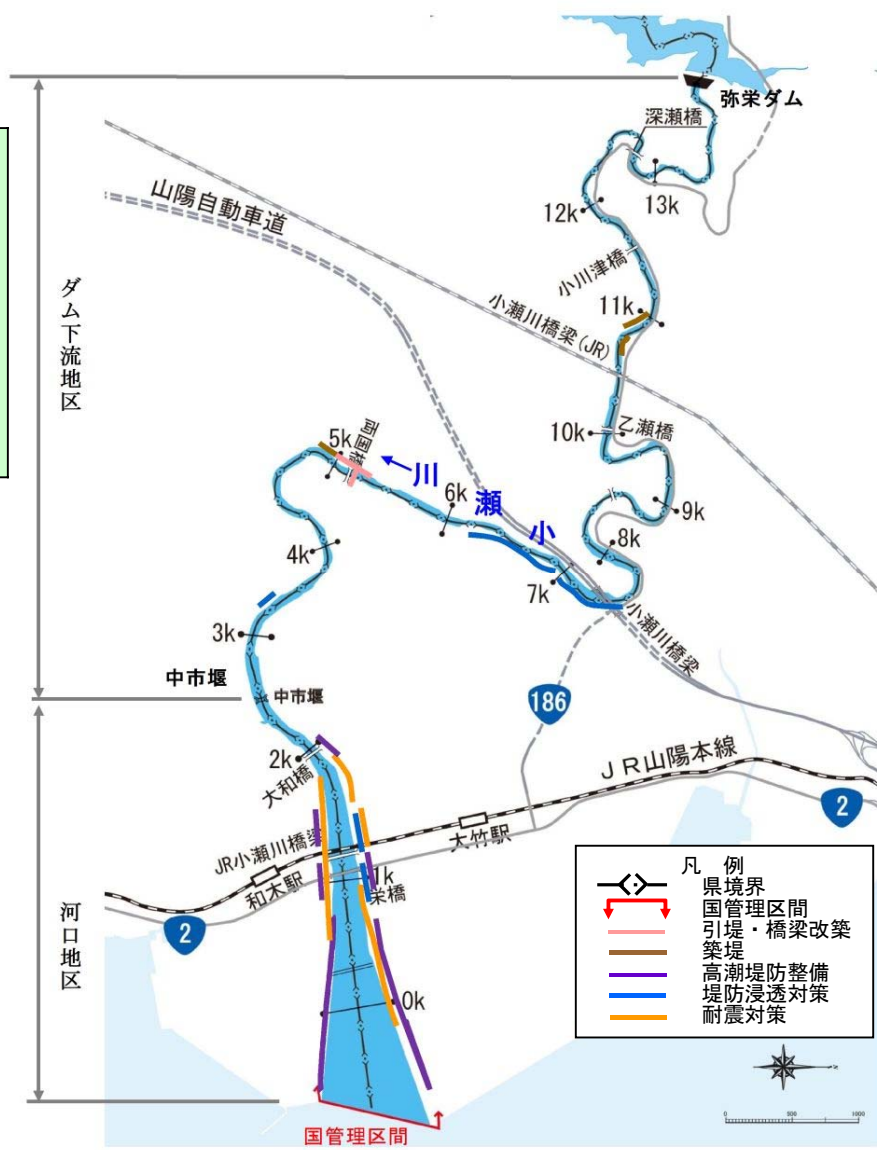
■整備手順

【ダム下流地区の河川整備】

狭窄区間となっている両国橋付近において現在実施中の両国橋架替及び引堤を早期に完成させるとともに堤防整備を実施します。

【河口地区の河川整備】

河口地区の市街化区域における浸水被害を防止又は軽減するため、高潮堤防整備・耐震対策及び堤防の浸透対策を実施します。



小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持

目 標

■地域の豊かな社会の営みを支える

水道用水、農業用水、工業用水等の利水の現況、動植物の保護、漁業、景観及び流水の清潔の保持を考慮した流水の正常な機能を維持するために必要な流量を目標として定め、その確保に努めます。目標とする流量は、小瀬川水系河川整備基本方針で定められた通年概ね7m³/s（防鹿地点）とします。

また、渇水が発生した場合であっても、その影響を最小限に抑えるため、利水者や関係機関との情報の共有や取水調整等の具体的な協議等により、小瀬川における適正な水利用を推進します。

整備等の内容

(1) 正常流量の確保

引き続き関係機関と連携して必要な流量の確保に努めていきます。

(2) 渇水への対応

弥栄ダム及び小瀬川ダムの適切な運用、水利使用者相互間の水融通、関係機関との有効な利水運用についての調整・協議を継続し、取水調整を円滑に進めます。

渇水対策が必要になるおそれのある場合には、「小瀬川管理協議会」により、水利使用の調整を図ります。

河川環境の整備と保全

目 標

■豊かな自然を保全し、水と緑の触れ合いを継承する

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境を確保できるよう現状の良好な自然環境の保全・再生に努めます。また、現状の河道形態については、治水・利水との調和に配慮し、自然の営力を利用して保全・再生に努めるとともに、関係機関等と連携して、水際の連続性や魚類の移動の連続性（遡上・降下環境）の確保に努めます。

(2) 河川の空間利用

幅広い分野における安全・快適な利用の推進により人と河川との良好な関係の再構築に努めます。また、自然環境との調和を図りつつ、環境学習や伝統・地域行事の開催場を維持・保全し、快適で安全に利用できる河川空間の維持に努めます。

(3) 河川景観

河川整備にあたっては、治水や沿川の土地利用状況などと調和を図り、小瀬川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえた、人々にうるおいとやすらぎを感じさせる豊かな自然と緑が織りなす、良好な河川景観の維持・形成に努めます。

(4) 水質

下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保持に努めます。

整備等の内容

(1) 自然環境の保全

- ・各地区それぞれの特徴や生態系ネットワークに配慮した河川整備を推進します。
- ・河口地区では、河川整備の実施に際しては、良好な干潟環境の保全や海浜・塩生植物群落の保全と分布域の拡大などに努めていくとともに、必要に応じて代替措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持と親水空間の向上を図っていきます。
- ・ダム下流地区では、豊かな生態系を構築する水際の移行帯（エコトーン）の保全に努めます。
- ・弥栄ダムでは、「河川水際の国勢調査」等を活用した生息状況のモニタリングを継続します。
- ・弥栄ダムより上流の小瀬川の中・上流部は、落差がみられる小瀬川と流入河川の合流部も含め、必要に応じて関係機関と連携・調整し、河川の連続性の確保が図られるよう努めます。

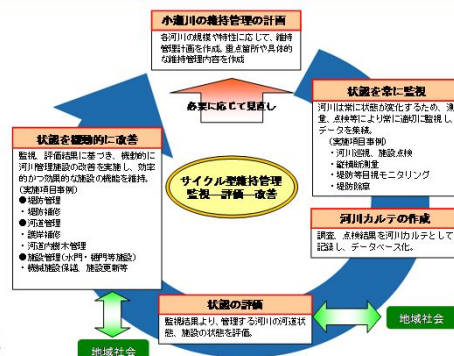
(2) 河川空間の保全と利活用

- ・良好な川との親しむ場、レクリエーション施設、イベントの開催場等を適切に維持・保全を行います。
- ・弥栄ダムでは、水源地域ビジョンの推進を通じて、水源地域を支援するとともに、ダムや周辺施設に関する効果的な情報発信に努めます。
- ・環境学習・伝統行事の場の維持・保全、快適で安全に利用できる河川空間の維持に努めます。
- ・大竹市・和木町による「かわまちづくり」計画の一環として河川管理用通路を整備・延伸することにより、小瀬川が有する市街地の貴重なオープンスペースを住民の交流・憩いの場、歴史文化の継承の場、健康づくり、河川美化活動の場として活用します。
- ・小瀬地区では、水辺へのアクセス向上、安全な水辺の利用推進を図るため、安全で快適な利用ができる河川空間の整備を関係自治体と一体となって行います。

小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

維持管理

小瀬川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な事項を定めた「河川維持管理計画」を基に、計画的な維持管理を継続的に行います。また、「河川維持管理計画」の運用に当たっては、小瀬川の状態を把握し、維持管理対策を行い、得られた知見の分析・評価を反映する「サイクル型維持管理」体系を構築し、適宜見直しを行います。



■洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

サイクル型維持管理のイメージ

- (1) 水文・水理観測
- (2) 河道の測量・調査
- (3) 河道の維持管理

上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組むとともに、河床低下や河床材料の粗粒化等に対しては、ダム直下で置土を実施しており、今後のモニタリング結果等も踏まえ、流下能力を維持する安定した河道の維持に努めます。

- (4) 河道内樹木の管理

樹木の成長や繁茂の状況を定期的に調査するとともに、計画的に伐採を行います。

- (5) 堤防の維持管理
- (6) 樋門等の施設の維持管理
- (7) 弥栄ダムの維持管理

ダムを長期にわたって適正に運用するため、日常的な点検整備、計画的な維持管理を行います。また、小瀬川の適切な河道管理を行うために、河床材料の粗粒化や河道内樹木の繁茂などの河道特性の把握を行い、弥栄ダムの有効活用によるフラッシュ放流等にて河道内攪乱頻度の増加などの検討を行います。

- (8) 中市堰の管理

適正にゲート操作等の管理・運用を行うために、定期的な点検・整備や計画的な老朽化施設の更新・修繕等を継続して行います。また、必要に応じて堰上流の堆積土砂の撤去、アユ等の魚類の遡上・降下調査の実施と適正な流量等について調査・検討を行います。なお、堰の貯水池内において水質等の調査を継続し、湛水区域の状況把握に努め（堰操作の運用など）必要に応じて対策の検討を行います。

- (9) 洪水予報・水防警報
- (10) 水位情報等の提供
- (11) 水防活動等への対応

浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、防災・減災力の向上を図ります。

- (12) 特定緊急水防活動
- (13) 洪水ハザードマップの作成支援
- (14) 河川管理者による水防活動への協力
- (15) 防災エキスパートとの連携

■河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- ・ 平常時の低水管理
- ・ 渇水時の対応

■河川環境の整備と保全に関する事項

- ・ 河川環境調査
- ・ 水質事故対策
- ・ 河川空間の保全と利用の調和
- ・ 水質の保全
- ・ 河川空間利用状況の把握

小瀬川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

(1) その他施策との連携

河川整備の実施に関する事項を円滑に進めていくためには、関係機関との調整や地域住民との連携等が必要となります。これらを実現するための方策は、以下のとおりです。

- ・治水安全度向上に資するための調査・検討
- ・都市計画等まちづくりとの調整
- ・兼用道路及び河川に隣接する道路
- ・河川愛護活動の推進
- ・水源地域ビジョンの推進

(2) 連携と協働

河川の特長や地域のニーズを反映させた河川整備の実現を目指すために、地域住民や関係機関からの要望や意見を聞き、その意見を踏まえた整備に取り組みます。また、防災訓練、河川清掃等への支援、地元自治体や地域住民、NPO等の参画を推進し、役割分担をしながら、連携・協働の体制を強化します。

(3) 情報の共有化

河川愛護月間等における行事、水防演習、各種イベントやインターネット等を通じて、小瀬川に関する広報活動を強化し、河川愛護、河川美化等の普及や啓発に努めます。

また、太田川河川事務所資料庫を兼ねた河川広報室「GoGiルーム」を通じて、もっと小瀬川のことを知ってもらうために、パネルや水槽、模型等の展示等により、情報発信を行います。

(4) 社会環境の変化への対応

本計画では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策に加え、小瀬川水系をとりまく社会環境の変化に伴い生じる課題や地域住民のニーズにも適切に対応できるよう、地域と連携した組織づくり等のソフト対策に努めるとともに、河川整備計画自体も社会環境の変化に対して順応的な対応を図ることができるよう柔軟に運用します。



水辺の安全教室(両国橋下流)

参考資料

中国地方整備局管内

1級水系直轄管理区間（13水系）における河川整備計画策定状況

千代川水系河川整備計画	平成19年 5月16日
高津川水系河川整備計画	平成20年 7月 3日
芦田川水系河川整備計画	平成20年12月 4日
天神川水系河川整備計画	平成22年 3月 5日
斐伊川水系河川整備計画	平成22年 9月30日
高梁川水系河川整備計画	平成22年10月14日
太田川水系河川整備計画	平成23年 5月16日
旭 川水系河川整備計画	平成25年 3月15日
佐波川水系河川整備計画	平成26年 5月29日
小瀬川水系河川整備計画	平成27年 6月25日

【河川法】 抜粋 （河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。